平成２２年（フ）第８４号
三重県松阪市曽原町349番地
破産者　有限会社森川商事
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第１２５９号
京都市伏見区醍醐南西裏町10番地124
破産者　株式会社澤田組
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７０８号
奈良県天理市田町145番地の８
破産者　有限会社北田組
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２１１号
和歌山県海南市小野田1636番地の41
破産者　田栄建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２７号
鳥取県米子市西福原７丁目３番21号
破産者　西郷建設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２０７号
長崎県長崎市戸町２丁目165番地31　グリーンコーポ202号、旧住所長崎県長崎市竿浦町533番地４
破産者　亡谷口芳文相続財産
1　決定年月日　平成22年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４３５号
さいたま市西区大字西遊馬402番地５　レオパレスグリーンハイツ３号館205
破産者　生田目勝秋
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
埼玉県戸田市下前１丁目10番４―1005号
破産者　川眞田一喜
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２６号
埼玉県久喜市青葉１丁目２番２―205号
破産者　中村　友和
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
釧路市新富士町５丁目３番12号
破産者　木村　信也
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第９１５号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目12番14号
破産者　佐藤　智子（旧姓白澤）
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９８４号
仙台市若林区中倉２丁目17番６号　柴田アパート４
破産者　相原　　学
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
川崎市高津区久末687番地８　コーポ久末１―Ｂ、前住所横浜市都筑区折本町343番地７　マンハイム大倉山302
破産者　中田　博英
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
東京都大田区池上１丁目21番３号　エルコート池上203、開始決定時住所石川県かほく市高松カ53番地１
破産者　羽田満紀子
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３１４号
東京都大田区池上４丁目10番11号池上秀久コート401号、住民票上の住所石川県かほく市高松カ53番地１
破産者　羽田　敦史
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第７８号
石川県河北郡津幡町字下河合イ105番地、開始決定時住所石川県河北郡津幡町字庄ニ10番地５
破産者　中嶋　晴樹
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２４７号
石川県かほく市白尾タ204番地　ベルヴェデーレ白尾Ａ棟101号、従前の住所石川県かほく市高松ツ85番地
破産者　沖野栄三次
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１０号
石川県金沢市鳴和１丁目16番１号、従前の住所千葉県柏市亀甲台２―５―２　コリーヌＢ棟202号、開始決定時の住所金沢市額新保２丁目106番地５、従前々の住所金沢市田上町59街区７番地
破産者　武　　昌俊
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０号
石川県石川郡野々市町御経塚１丁目543番地、従前の住所石川県石川郡野々市町新庄６丁目500番地の１
破産者　稲垣　　宏
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所